平成２３年（フ）第１号
島根県江津市江津町336番地２
債務者　御神本紀美子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第４号
島根県浜田市横山町669番地
債務者　石津　厚子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第２１号
岡山県津山市小原159番地９
債務者　小田　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午前10時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２２号
岡山県津山市小原159番地９
債務者　小田　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午前10時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１３２号
静岡市葵区有永556番地
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１８５１７号
東京都板橋区高島平１丁目５－３－105
破産者　田中　　薫
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７１２号
神奈川県中郡二宮町二宮1430－４　テラスＪ－Ａ
破産者　田邊　誠人
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７１８号
神奈川県横浜市港北区小机町58－３
破産者　手塚　　敏
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７３５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町67－１－102、開始決定時の住所東京都小金井市東町４丁目１－７－101
破産者　横田　俊明
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７３６号
神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町67－１－102、開始決定時の住所東京都新宿区高田馬場４丁目36－15－105
破産者　横田　典子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７５１号
東京都北区堀船２丁目16－15
破産者　浅井　光男
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８４０号
神奈川県横浜市港北区綱島西２丁目21番３号－301
破産者　シナリープリエ有限会社
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８４１号
神奈川県横浜市港北区大倉山４丁目５－２－511
破産者　矢田　雅彦
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１５７号
埼玉県桶川市若宮１丁目８－26－501
破産者　中島　　忍
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２０１号
東京都豊島区南長崎１丁目６－７－202
破産者　岩間　修藏
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２１１号
東京都世田谷区給田３丁目24－５　第５三栄ビル108
破産者　乾　　英俊
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２１７号
千葉県袖ケ浦市蔵波台４－７－11　１Ｂ、住民票上の住所千葉県袖ケ浦市蔵波264－１
破産者　小野恵美子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３０４号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目９－11－310
破産者　古本　隆則
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部